

【 議 事 録 】（概要）

実施日時 令和7年8月7日（木） 18:30～19:40

会 議 名	越谷市総合振興計画審議会 教育部会 第2回会議	会場	越谷市役所エントラン ス棟3階会議室3－1
件名/議題	1 開会 2 議事 （1）教育部会報告書（案）について 3 その他 4 閉会	資料：（ ☒ 有 ☐ 無）	
出 席 者	<委 員>（8人） 〔1号委員〕 新井敏浩委員（部会長）、黒田登委員、小泉智子委員、森春男委員 〔2号委員〕 小倉繁委員、深井晃委員 〔3号委員〕 宮川進委員 〔4号委員〕 石井勉委員（副部会長） <事務局>（4人） 川澄生涯学習課長、坂巻スポーツ振興課長、千嶋指導課長、田嶋教育センター所長 <事務局>（4人） 倉澤調整幹、尾崎主任、阿彦主任 策定業務支援者：株式会社NTT東日本-関信越（1人）		
欠 席 者	なし		
傍 聴 者	なし		

●合意・決定事項

別紙（☒有 ☐無）

内 容
・会議の中で出た意見を教育部会報告書（案）に反映することとし、全体会である次回会議にて部会長から報告を行う。

1 開会

- ・新井部会長から開会のあいさつ
- ・事務局から教育部会第1回会議の議事録が確定した旨の報告

2 議事

- ・傍聴者の確認（傍聴者なし）

（1）教育部会報告書（案）について

部会長から審議の進め方について、【資料1】教育部会報告書（案）に係る大項目ごとの意見について意見交換を進める旨委員に確認し、了承を得た。

事務局から、資料1および資料2、審議のポイント等について説明を行った。

① 意見1（大項目6-1）について

（部会長） 事前意見シートで意見を提出した委員も、改めて発言をお願いしたい。報告書案の1つ目の「日本語を母語としない児童生徒に関して、文化的な相互理解や多様性を尊重し、日本語の指導および支援体制を充実させること。」の意見について修正すべき点や内容に関する質問があれば発言してほしい。

（委員） 事前に提出した意見にも記載したが、資料1の意見1に関して、追加提案を行いたい。「学校教育において、「多様性の尊重」の重要性が高まっている。そのひとつとして、」という文言を冒頭に追記することを提案したい。理由としては、多様性の尊重というのは、日本語を母語としない児童への対応に限ったことではなく、学校教育全体に関する重要なテーマだと考えている。前回の会議でも石井委員が「全体として多様性の尊重は大事だ」という話をしていて、そこに共感し、全体への認識を持ちながら、具対策の一つとしての意見であることを明示した方が、皆さんに理解してもらいやすいのではないかと考え、提案した。

（部会長） ただいま意見1について、修正案とその理由についての説明があった。これに関して、市側から回答等はあるか。

（政策課） ただいまの意見は、報告書案の修正案と捉えている。他の委員とのご協議の上、賛同が得られれば、報告書に反映する流れとなる。ご審議をお願いしたい。

（部会長） 次回の全体会議では、私から教育部会の報告を行う予定である。他の部会から質問があるかどうかは不明だが、我々としては対応できるよう整理しておく必要がある。今の説明について、他の委員から意見等はあるか。

（委員） 意見1の提案について、内容は妥当と判断するため、私は賛同する。

（部会長） 他の委員の意見はいかがか。

（委員） 修正案として、「学校教育において」という文言を冒頭に入れたことで、学校教育のみを対象としている印象を与える可能性がある。その点について懸念がある。

（委員） 学校教育だけでなく、家庭教育における多様性の尊重も重要である。ただし、今回の意見1は、資料1において項目が意見1、2、3と分けられており、意見1は学校教育に関する要望として認識している。素案122ページの大項目6-1の「生きる力を育む学校教育を推進する」に対応する内容となり、学校教育に関する意見として位置付けられている。そのため、「学校教育において」という表現をあえて追記した。

（部会長） 他に意見はあるか。これは「良い」「悪い」といった評価の話ではなく、前回の部

会が出された追加意見である。それをどう扱うかが今回の審議の対象となる。

(委 員) 「学校教育において」という文言は入れなくてよいと思う。

(委 員) 特にこだわりはない。「多様性の尊重」の重要性が高まっている。」を重視しているため、皆様のご意見で、「学校教育において」が不要ということであれば、削除して構わない。

(部 会 長) 議長として、一存で決めるわけにはいかないので。議論の流れを踏まえ、もう一度市側の見解を伺った上で、最終的に文言を整理したい。市側はいかがか。

(政 策 課) 意見 1 の修正案については、「学校教育において」という文言を除いて、「多様性の尊重～」から始める形で報告書案を修正する。

(部 会 長) 異議がなければ、この修正案で決定とする。

(委員一同) 異議なし。

② 意見 2 (大項目 6 - 2) について

(部 会 長) 次に、2 つ目の意見「芸術文化および伝統文化に関する事務を地域づくりの推進につながる施策と連携し取り組むこと。若者の芸術文化活動を積極的に支援するとともに、地域の伝統文化の育成や継承を図ること。」の意見について修正すべき点や内容に関する質問があれば発言してほしい。

(委 員) 修正意見として、文化芸術活動だけでなく、スポーツ活動の支援も積極的に行ってほしいため、「およびスポーツ活動」という文言を追加することを提案したい。近年、オリンピックなどにおいて、ブレイキンやスケートボードなど、特に若者による新しいスポーツ活動が注目されている。越谷市においても、若者のスポーツ活動が盛んになることを期待している。行政においても、これらのスポーツ活動を含めて支援をしていくのはどうか。

(部 会 長) 今のご意見に対して、他の委員はいかがか。

(委 員) 越谷の若者がオリンピックに出場するような未来を想像すると楽しみである。

(委 員) 越谷出身者がオリンピックに出場すると、市民としての士気も上がる。相撲でも越谷出身者が出れば、応援の力の入り方が違う。私も初めて相撲を見た時に、ぶつかり合いの迫力に驚いた。相撲をやる人たちは怪我が多く、休場が多いといつも思っていたが、150キロ近くの力士が激しくぶつかる様子を見て、怪我をしないために稽古を重ねていても怪我をするのが当たり前だと思った。座席は前から5～6列目しか音は聞こえないと思っていたが、実際に行ってみたら迫力が違い、行ってみないと分からないものだと理解が深まった。それからは相撲を楽しみに見ている。相撲を見ているとあくびをしている人は結構多い。アルコールも入るし、眠くなる人は多いが、そのような経験を通じて、スポーツの魅力と可能性を実感した。

(委 員) 私共の部会は、教育・スポーツの部会なので、入れていただきたい。

(部 会 長) 他の委員はいかがか。反対する理由はないと思う。

(委 員) スポーツについて、入れた方がよいと考える。

(部 会 長) 入れた方がよいという意見だが、市側の見解はいかがか。

(スポーツ振興課) 文化活動の中にスポーツ活動を含めることには違和感があると思う。意見 2 は大項目 6 - 2 に対するご意見である。大項目 6 - 2 では文化、大項目 6 - 3 ではスポーツと、それぞれ推進しているため、報告書案においても変更せず、修正前の文章が適切であると思う。

(部 会 長) スポーツに関する記述は意見 3 でも取り上げられるため、現時点では無理に統合する必要はないと考えるとのことだが、いかがか。

(委員一同) 異議なし。

(部会長) 他に、意見2についての意見はいかがか。

(委員) 資料2の意見一覧に記載された「文化芸術基本法の趣旨に則り、文化芸術の振興に関する基本理念や施策等を示す越谷市文化芸術振興条例を制定してほしい。」という内容を、報告書に反映してほしい。国の文化芸術基本法に基づき、埼玉県内の政令指定都市や中核市では文化芸術振興条例が制定されている。越谷市には未だ条例がないため、大きな課題であると認識している。前回の部会では、「文化都市宣言があるから条例の制定は不要」との意見もあったが、国の基本法では、地方自治体において文化芸術振興条例を持つことが努力目標として定められている。例えば、さいたま市の条例には、市長が文化芸術振興に関して責任を持つ文言が明記されている。具体的な施策が7～8項目記載されており、予算上の配慮をすることも条例の中に盛り込まれている。文化都市宣言があるからといって、このままでよいわけではないと思う。文化芸術というのは、行政が責任を持って推進・遂行しなければ、衰退してしまう。この機会に、越谷市でも文化芸術振興条例を制定してもらわなければならない。今後、人口減少が進む中で、新しい市民を他市に先駆けて呼び込む必要がある。その際、文化芸術振興条例がないことで「つまらない都市」と見なされるのは、非常に寂しく思う。越谷市は、県内の他の大都市に比べて20年遅れているため、文化芸術振興条例の制定は、もはや不可欠であると私は考える。委員の皆様のご賛同をいただきたい。

(部会長) 大変勉強していただいたことに感謝したい。ただいまの話を聞いて、他の委員の皆様は文化芸術振興条例について理解ができたか。条例が果たす役割について、これまで具体的に考えたことはなかったが、今回の説明を受けて、条例があっても困るものではないと感じた。文化芸術振興条例を制定するかどうかは、ここで決定できるかは不明だが、反対する理由は見当たらない。委員の話には納得できるが、他の条例についての知識が乏しいため、部会としてどのようにまとめるかは慎重に検討する必要がある。あっても困らないが、今までは無くてもやってこられたと感じている。そのあたりも含めて、市側からのご意見を伺いたい。

(生涯学習課) 文化芸術基本法について改めて内容を確認したが、地方自治体において条例制定についての努力義務の規定はなく、文化芸術推進基本計画の策定については努力義務の規定があるという認識でいる。前回の部会での説明と被る部分もあるが、越谷市では教育振興基本計画の策定にあたり、事務負担の軽減、費用対効果、進行管理などの観点から、生涯学習推進計画などの従来の他の計画と融合させて本市の教育分野全般における基本計画として定めた経緯がある。現時点では、新たな条例制定や個別計画を策定する予定はない。このことについては、令和5年12月の定例市議会にて市議会議員から一般質問があり、教育長から同様の答弁を行っていることから、現時点での教育委員会としての見解である。ただし、文化芸術に関する施策については、今後も文化芸術基本法や国の文化芸術推進基本計画の考え方を踏まえながら、越谷市教育振興基本計画の中に施策の方向性や具体的な取り組みをしっかりと盛り込ませていただいた上で、引き続き特色ある地域文化の振興と普及に取り組んでまいりたいと考えている。また、同じ中核市である川越市や川口市などの文化芸術振興計画の内容を確認したところ、こどもや若者、外国人、障がいのある方など、誰もが文化芸術に親しめる環境や機会づくりの視点が重視されており、本市の現在の施策では、その視点について不足しているように感じた。この点について審議結果報告書案の意見2に記載されているため、このご意見を総合振興計画および教育振興基本計画に反映させていただくことにより、本市の文化芸術振興に関する計画を改善してまいりたい。文化芸術振興条例につきましては、引き続き社会情勢や他市の動向、先進市における制定の効果等についても調査し、本市における必要性について検討してまいりたいと考えている。以上の内容を踏まえ、委員の皆様にはご協議していただきたい。

- (部 会 長) 条例の話をここで取り上げる以上、越谷市において条例が必要か否かを問われることになる。委員の意見、そして生涯学習課長の見解を踏まえ、率直に議論してほしい。皆様の意見を伺いたい。
- (委 員) 今回の議論を通じて、行政が中心となり行っている条例制定や都市宣言といった「仕組みづくり」は重要であると理解が深まり、これからもぜひ尽力いただきたいと思います。その一方で、私たち市民レベルでは、地域と連携しながら、芸術文化や伝統文化を地域づくりの推進につなげる活動を行っており、報告書に記載された「地域と連携し取り組むこと」という文言は、まさにその実践を反映しており、強く共感する。仕組みづくりも重要だが、実際に動く力がポイントで、それがなければ、文化芸術の振興は実現しない。仕組みと実践の両輪が必要であると考えている。実際に動く「地域と連携し取り組むこと」を重視した記述が報告書に盛り込まれていることを評価し、発言させていただいた。
- (部 会 長) 他の意見はいかがか。
- (委 員) 文化芸術は、越谷市において今後さらに発展させるべき分野である。現状では、文化芸術振興に関する条例もなく、条例に基づく計画も存在しない。他の市町村では、条例や計画が整備されており、地域における文化芸術の進展に寄与している。越谷市が制度を持たないままでは、文化芸術の振興は停滞する。他市では、条例を制定し、計画を策定している。例えば、文化芸術振興条例には、市長が責任を持つ旨が明記されており、具体的な施策や予算配慮も盛り込まれている。このような制度があることで、文化芸術の推進が行政の責任として明確化される。越谷市においても、今こそ文化芸術振興条例の制定に踏み切るべきである。20年前に検討されたまま放置されている状況を改めて巻き返しを図り、本気で取り組む必要がある。
- (部 会 長) 委員の意見を聞き、文化芸術振興条例について理解が深まったが、条例を作るか作らないかの話となると大変難しい問題になる。文化連盟会長として発言すると、文化・芸術分野は、現在、市の予算により市民祭りや市民文化祭、市民芸術祭など開催されているが、条例の存在についてはこれまで意識されてこなかった。条例があれば、市民に対して「越谷市には文化芸術振興条例がある」こと理由に参加意欲の向上に繋がられるかもしれない。しかし、文化活動はコロナ禍の影響も受けており、指導者の高齢化や参加者の減少など、課題が山積している。かつては5,000人規模の在籍だったが、現在は2,000人程度にまで減少している。文化連盟の会長として責任を感じている。文化・芸術活動は、非常に重要なものであると考えており、無くなることは非常に寂しい。文化・芸術は精神的な豊かさを育むものであり、地域社会にとって重要な団体である。市としてもその重要性を認識し、協力してくれていることに感謝している。条例に関しては、委員一人ひとりの意見を聞いた後で、行政の裁断に任せたいと思う。
- (部 会 長) 委員から行政に対して、条例の制定に向けて前向きな検討を要望することでよい。答えを求めるとしたら審議が大変難しくなる。重要な案件なので、継続審議も一つの方法ではあるが、できる限り早期に方向性を示した方がよい。市側より先ほどの説明をもう一度お願いしたい。
- (生涯学習課) 先ほどの説明を簡潔にまとめると、文化芸術振興に関して、条例の制定や新たな計画の策定ではなく、現行の教育振興基本計画の中で対応が可能であると考えている。本市の文化活動が停滞しているのかという点について、本課で現在実施している文化振興事業および文化財の保護事業をご紹介させていただきたい。文化総合誌「川のあるまち」の発行、越谷市県展記念作品展の開催、越谷市美術展覧会の開催、越谷市民文化祭の開催、こしがや薪能の開催、こしがや能楽の会の開催、郷土芸能祭の開催、能楽体験教室の開催、郷土芸能体験教室の開催、文化連盟・郷土芸能保存協会の支援、

公民館13館で共同実施している越谷ミュージックフェスタの開催、文化財講演会の開催、保存民家での伝統文化体験講座等の多くの事業を実施している。川越市や川口市の文化芸術振興計画を確認したところ、様々な課題に対する対応策としてこれらの事業と同様の内容が列記されている。越谷市に条例や計画がないことは確かだが、計画等がないことから文化活動等を全く行っていないわけではない。また、若者へのさらなる支援の充実というご意見を今回いただいたところである。事務局としては、教育振興基本計画の中で文化芸術分野も含めて対応していく方針である。

(委員) 本当にそれでよいのか、改めて問いたい。例えば、博物館や美術館など、大規模な文化施設が越谷市には存在しない。中核市でこうした施設がないことは、非常に恥ずかしい状況だと感じる。他市では、条例の中に文化芸術振興に関する市長の責務が明記されている。越谷市には、誰が責任を持つのかという点が曖昧であり、制度的な不備がある。博物館が未整備であることも、こうした条例や責務の所在の欠落が原因であると考ええる。また、今後、教育や文化芸術の担当部局が整理される可能性はあるが、教育という枠組みの中に文化芸術を含めることには限界があると思う。教育は既存の知識をこどもたちに伝えるものであり、文化芸術はそのようなことを越えて新しい人間の創造性を表現する活動である。両者は本質的に異なる。越谷市から世界的な芸術家や文化人を輩出するような意気込みで、文化芸術を発展させる必要がある。単なる文化祭の開催にとどまらず、越谷市全体が文化芸術に触れることで、地域の文化レベルを高めることが求められるため、ぜひ検討いただきたい。

(部長) 委員の意見を聞き、文化芸術振興条例について理解が深まったと思う。条例の制定を求めることを示された委員の意見を尊重し、行政には今後の検討をお願いすることによろしいか。

(委員) それは信用できない。

(部長) 現時点でこの場で結論を出すのは難しい。拙速な判断は避けるべきであり、慎重な対応が求められる。

(政策課) 委員のご意見は、条例そのものの意義や、条例があることによる効果についての説明であると受け止めている。取り組みの内容というよりも、制度の必要性に関する訴えであると理解している。今回審議いただいているのは、第5次総合振興計画後期基本計画であり、これは今後5年間の計画となる。この計画には、市が法律や条例に基づいて取り組む内容を記載することになり、現在ご審議いただいているところである。そのため、条例をこの5年間で制定するという記述を計画に盛り込むことは、やや性質が異なると感じている。条例は、市民の機運の醸成、専門家による協議や審議、議会の議決などを経て制定されるものであり、総合振興計画に直接記載するのは適切ではないと判断している。今回の「条例を制定すべき」というご意見は、計画に反映するというよりも、意見として受け止める形になる。ご理解を賜りたい。

(委員) 条例は、市民が決めるべきものであり、計画に直接盛り込むのは分野的に違和感があると理解した。しかし、国の文化芸術振興基本法の流れとして、国が法律を定め、地方自治体がそれに基づいて条例を制定するという構造がある。市民が投票して決める条例や法律と計画は違うことは理解したが、文化芸術に関しては、制度がなければ衰退してしまうという危機感を持っている。その点を進言させていただきたい。

(部長) この議論は、1回や2回で結論を出せるものではない。委員の意見は十分に理解できた。行政に対して強い意見として伝えることが、現時点での適切な対応だと考える。委員の意見も参考にしながら、条例の必要性については尊重し、市に対する要望としてまとめたい。

(委員一同) 異議なし。

③ 意見3（大項目6－3）について

（部会長） 3つ目の意見「スポーツ・レクリエーション施設に関して、市民が安心・安全に利用できるように、空調設備の早期整備など環境整備を進めるとともに、計画的な老朽化対策に取り組むこと。」の意見について修正すべき点や内容に関する質問があれば発言してほしい。

（部会長） この件については、追加意見や修正提案はないか。表現の変更もなかったため、この内容でご了解いただきたくことでよろしいか。

（委員） 資料2の意見一覧の5番目に関連して、特に若者に対する文化芸術やスポーツの支援について、越谷市が積極的に取り組むべきだと考える。先ほどの話とは別の視点になるが、こうした内容も計画に盛り込んでいただきたい。

（部会長） この意見については、修正や削除、追加等はないでよろしいか。

（委員一同） 異議なし。

（部会長） 他に意見はあるか。

（委員） 意見の追加ではないが、今週は体育室を利用して活動したが、環境がかなり厳しかった。意見3で要望しているように早めの対策を検討していただきたい。事故が起きる前に事前の対策しながら活動しているのが現状であるため、ぜひ早期整備をお願いしたい。

（部会長） スポーツ・レクリエーションに関しては、新聞でも民間委託の課題が取り上げられている。現在、越谷市においても民間委託に関する議論が進んでおり、我々委員も関与している。現場の状況を踏まえた対応が必要であると考えているため、レクリエーションやスポーツ関係と教育分野の連携すべき内容があれば、ぜひ市側より情報提供をお願いしたい。

（指導課） 現在ご指摘いただいているのは、中学校における部活動の地域移行に関する動きであるが、学校から地域へ活動を移す流れが全国的に進み始めている。現在、学校で行っている活動を、教員ではなく地域の指導者や地域の団体が担う形が広がっている。ただし、学校外の施設を使う段階には議論が至っておらず、制度的な整備はまだ進んでいない。部活動の地域移行については、受け入れていただく団体や教員以外の地域指導者の確保など課題は多く、まだまだ難しいところである。

（部会長） ここにいる委員の中にも関係者が複数いるので、他の委員にも共有したく発言した。課外活動については、新聞などでも報道されている通り、大きな転換期を迎えている。体育大学でも、課外活動の指導教育について議論が始まっている。教育にどう影響してくるか分からないが、こうした動向を踏まえた対応が求められることを頭の片隅に入れておいていただきたい。

④ 全体について

（部会長） 他に意見がなければ、これで本日の議論は終了となるがよろしいか。

（委員一同） 異議なし。

（部会長） それでは、本日の議論を踏まえ、報告書の修正を行うこととする。最終確認は正副部会長一任とし、完成した報告書で次回全体会にて報告させていただく。

3 その他

- ・事務局から【資料1】教育部会報告書（案）修正箇所の確認
- ・事務局から次回の審議会の開催予定について説明

4 閉会

石井副部会長から閉会のあいさつ

以上